

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況等（要請）

検査の
要請の
内容等

- ✓ **要請（令和3年6月7日）された事項**は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく**除染事業、汚染廃棄物処理事業、中間貯蔵施設事業等（放射性物質汚染対処特措法3事業等）**に関する次の各事項
 - ① 各事業の入札、契約などの状況、特に、一者応札となったものに係る契約金額の状況
 - ② 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

検査の
結果

- ✓ 環境省福島地方環境事務所が平成28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件のうち一般競争契約は735件（全体の74.7%）で、**1者応札率**（契約件数に対する1者応札となった契約件数の割合）は**49.3%**。**平均落札率**（契約金額の予定価格に対する比率の平均）は、**複数応札となった契約81.3%**に対し**1者応札となった契約は13.3ポイント高い94.6%** 等
- ✓ 予定価格の積算について、積算単価の適用についてみると、誤って予定価格積算作業時点から1年以上前の時点の物価資料単価を適用しており、その結果、**材料費が割高となっていた工事契約が11件**となっていた（割高となっていた積算額計**2億0910万円**）。また、諸経費の算定についてみると、**合算調整により諸経費をより経済的に算定する必要があったと認められる工事契約が7件**となっていた（低減できた諸経費の積算額計**1198万円**）
- ✓ 変更契約の状況についてみると、前記984件のうち**増額変更割合**（当初契約金額に対する増額変更金額の累計の割合）が**30%を超える契約件数は169件**となっており、**100%を超えるものも59件**となっていた
- ✓ 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況についてみると、環境省は、不法投棄等の事案の発生を受けて、監督等の仕組みを見直しているが、その後も事案が発生。事案の発生は、**不法投棄等の発生を防止するための仕組みを整備していなかったこと**にもよると考えられる

所見

- ✓ 今後も、1者応札率の低減のために有効と考えられる取組の状況を確認し、契約ごとに1者応札等となった要因を把握するなどして、**競争性の確保について引き続き取り組むこと**
- ✓ 予定価格の積算について、積算単価を適切に適用しているか確認したり、諸経費の算定に当たり合算調整を行ったりして、**予定価格を適切かつ経済的に積算するための取組を行うこと**
- ✓ 変更契約について、福島第一原発事故の発生から11年が経過し、放射性物質汚染対処特措法3事業等が進捗して契約実績も蓄積されてきていることなどを踏まえて、今後、請負工事等の発注に当たっては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の特性を考慮した上で、これまでに実施してきた工事等により得られた知見等を生かして対象数量を見込むなどして、**大幅な増額変更とならないよう取組を行うこと**
- ✓ 不法投棄等の事案について、**事業者に対して引き続き注意喚起を行う**とともに、環境省がこれまで講じてきた対策を検証して、不法投棄等の事案の発生を防止するために**必要な制度や効果的な仕組みの整備を検討すること**

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況等（要請）

検査の背景 放射性物質汚染対処特措法3事業等の概要

事業区分		事業の概要	事業主体	主な事業内容
放射 性物 質汚 染対 処特 措法 3事 業等	①除染事業	土壌等の除染等の措置等	国	除染工事 ^{注(1)} 、 除去土壌等 ^{注(2)} の仮置場への運搬、一時保管、 仮置場復旧工事等
			地方公共団体	【国庫補助事業】 除染工事、 除去土壌等の仮置場への運搬、一時保管等
	②汚染廃棄物処理事業	事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理等	国	被災建物の解体撤去、 仮置場等への廃棄物の収集及び運搬、 仮置場等における廃棄物の破碎選別及び保管、 仮設焼却施設等における減容化等
			地方公共団体等	【国からの委託事業】 廃棄物の一時保管
③中間貯蔵施設事業	福島県内の除去土壌等及び放射能濃度が10万Bq/kg超の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を一定期間安全かつ集中的に管理保管するための中間貯蔵施設の設置、運営等	国	施設整備、 除去土壌等の仮置場等から中間貯蔵施設への運搬等	
		中間貯蔵・環境安全事業株式会社	【国からの委託事業】 工事監理・監督支援の補助、中間貯蔵施設の運営等	
④特定復興再生拠点区域事業	特定復興再生拠点区域における土壌等の除染等の措置、廃棄物の処理等	国	特定復興再生拠点区域における除染工事、 被災建物の解体撤去等	

注(1) 除染工事 事故由来放射性物質に汚染された土壌を除去するなどの工事

注(2) 除去土壌等 環境大臣が指定した地域等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌及び廃棄物

国、地方公共団体等は、放射性物質汚染対処特措法に基づく①～③の3事業（放射性物質汚染対処特措法3事業）を民間事業者等との間で契約を締結するなどして実施。また、国は、福島復興再生特別措置法等に基づく④の事業を民間事業者等との間で契約を締結するなどして実施（①～④を合わせて放射性物質汚染対処特措法3事業等）

- ① 土壌等の除染等の措置等に係る事業（除染事業）
- ② 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理等に係る事業（汚染廃棄物処理事業）
- ③ 中間貯蔵施設の設置、運営等に係る事業（中間貯蔵施設事業）
- ④ 特定復興再生拠点区域における土壌等の除染等の措置、廃棄物の処理等に係る事業（特定復興再生拠点区域事業）



検査の結果 1(1)-1 契約の状況の概要

- 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る平成23年度から令和3年度までの国の予算の執行額は、環境省の国直轄事業3兆6543億円、国庫補助事業1兆5001億円、同省以外の国直轄事業55億円、計5兆1600億円
- 環境省が平成28年4月から令和3年9月までの間に締結した放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約は1,213件（当初契約金額計1兆8540億円）
- 上記契約1,213件のうち環境省福島地方環境事務所（福島事務所）が発注主体である契約は984件（全体の81.1%。当初契約金額計1兆7649億円）

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況等（要請）

検査の結果 1(1)-2 入札・落札等の状況等

福島事務所が平成28年4月から令和3年9月までの間に締結した契約984件を対象としてその状況をみたところ…

①1者応札率（契約件数に対する1者応札となった契約件数の割合）の状況

○契約984件のうち一般競争契約は735件（全体の74.7%）、随意契約は249件（同25.3%）。

上記の契約735件について**1者応札率は全体で49.3%**

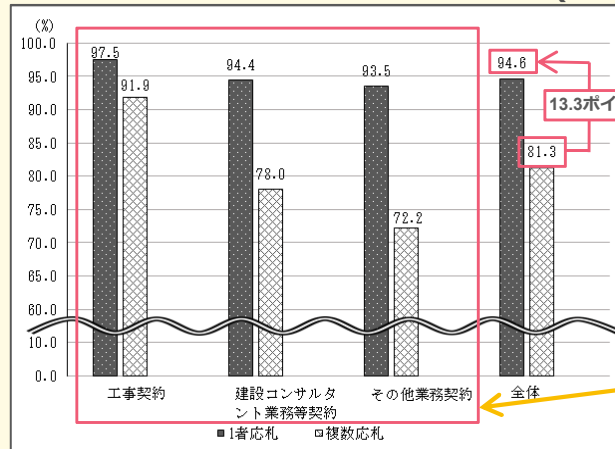
○上記の契約735件を、工事、建設コンサルタント業務等、その他業務に区分するなどしてみたところ、総合評価落札方式による**汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業の建設コンサルタント業務等契約**で、それぞれ**1者応札率が97.9%及び67.9%**となっていて、全体の1者応札率49.3%に対して、それぞれ**48.6ポイント及び18.6ポイント高くなっていた**

（汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業の建設コンサルタント業務等契約の主な業務内容）

- ・環境省の監督職員等に対する支援等として、汚染廃棄物の埋立処分等の実施状況の確認等に臨場するなどの監理・監督支援業務
- ・汚染廃棄物の減容化や中間貯蔵施設の整備等に係る各種の設計書等の精査を行うなどの技術支援業務

②平均落札率（契約金額の予定価格に対する比率の平均）の状況

契約内容区分別及び応札者数区分別の平均落札率の状況（平成28年4月～令和3年9月）



全体の**平均落札率**は、複数応札となった契約81.3%に対して、**1者応札となった契約は94.6%**と**13.3ポイント高くなっていた**

いずれの契約内容区分（工事、建設コンサルタント業務等、その他業務）においても **1者応札となった契約の平均落札率が複数応札となった契約より高くなっていた**



環境省が行っている競争性確保のための取組

環境省が行っている1者応札率の低減を始めとする競争性の確保のための取組のうち1者応札等アンケートについて、同省は、試行的に取り組むという理由により環境本省が締結する契約のみとしていたのを各地方環境事務所等まで拡充するとしている

所見 今後も、1者応札率の低減のために有効と考えられる取組の状況を確認し、契約ごとに1者応札等となった要因を把握するなどして、**競争性の確保について引き続き取り組むこと**

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況等（要請）

検査の結果 1(2) 予定価格の積算

予定価格の積算方法等

環境省は、工事費について、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(積算基準)に基づき算定し、積算基準に定めがない工種については、一般の公共事業で実施する工事の内容と比べて特段異なる点がないとした場合、「国土交通省土木工事標準積算基準書」(国交省積算基準)等に基づき算定し、これらを基に予定価格を積算

(工事費の構成)

工事費 = 直接工事費 + 諸経費 (間接工事費 + 一般管理費等) + 消費税等相当額

※諸経費は直接工事費等の諸経費対象額に諸経費率を乗ずるなどして算定

予定価格の積算についてみたところ・・・

①積算単価の適用を誤ったため、材料費が割高となっていた事態

積算基準によれば、積算単価（設計書に計上する材料の単価）は、物価資料（刊行物である積算参考資料）に掲載されている材料については物価資料に掲載されている単価（物価資料単価）により決定し、予定価格積算作業時点の最新の価格を用いることとされている

福島事務所において、誤って予定価格積算作業時点から**1年以上前の時点の物価資料単価**を適用しており、その結果、**材料費が割高となっていた契約が11件**
(割高となっていた積算額計**2億0910万円**)

②諸経費の算定が経済的に実施されていなかった事態

実施中の工事（前工事）の受注者を相手方として随意契約により前工事に関連する請負工事（後工事）を実施する場合・・・
国交省積算基準では、後工事の諸経費(注)について、**前工事と後工事を一括して発注したこととして全体としての諸経費を算定して、この額から前工事の諸経費の額を控除する調整（合算調整）**を行うこととなっている

(合算調整時の後工事に係る諸経費算定式)

$$\text{後工事の諸経費} = \text{全体の諸経費 (前工事と後工事の合計の諸経費対象額} \times \text{これに応じた諸経費率)} - \text{前工事の諸経費 (前工事の諸経費対象額} \times \text{これに応じた諸経費率)}$$

(注)諸経費率は諸経費対象額が大きくなるに従って逡減する仕組みとなっている

一方、環境省は、除染事業の除染工事について、**積算基準に合算調整を行うこととする規定を設けていない**

↓そのため・・・

国交省積算基準を参考にして合算調整を行うことが可能であり、**合算調整により諸経費をより経済的に算定する必要があったと認められる契約が7件**
(低減できた諸経費の積算額計**1198万円**)

所見 予定価格の積算について、積算単価を適切に適用しているか確認したり、後工事の諸経費の算定に当たり合算調整を行ったりして、**予定価格を適切かつ経済的に積算するための取組を行うこと**

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況等（要請）

検査の結果 1(3) 変更契約の状況

環境省における変更契約の概要

- 請負工事の発注に当たっては、事前の計画及び調査を慎重に行い、**設計変更の必要を生じないよう措置**
- 変更見込金額の累計が請負代金額の30%を超える工事は、原則として別途の契約とする
- 福島事務所は、締結済みの契約を対象に、内容又は契約金額の大幅な変更が必要と考えられる場合、契約委員会において、変更契約の適否を審査

変更契約の状況についてみたところ・・・

- 福島第一原発事故直後から平成27年度までの集中復興期間では、除染工事の早期完了等に迅速に対応することが求められており、新たに契約を締結する場合の手續に時間を要することなどを考慮すると、増額変更割合が30%を超える変更契約を行い対応したことについてやむを得ない面があったと考えられる
また、集中復興期間に引き続く28年4月から令和3年9月までの間に福島事務所が締結した契約984件についても、集中復興期間と同様の事情もあったと考えられるものの、**増額変更割合が30%を超える契約は169件、増額変更割合が100%を超える契約も59件**と一定程度見受けられた

所見

変更契約について、福島第一原発事故の発生から11年が経過し、放射性物質汚染対処特措法3事業等が進捗して契約実績も蓄積されてきていることなどを踏まえて、今後、請負工事等の発注に当たっては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の特性を考慮した上で、これまでに実施してきた工事等により得られた知見等を生かして対象数量を見込むなどして、**大幅な増額変更とならないよう取組を行うこと**

検査の結果 2 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

国の監督等の概要

- 平成25年1月に、除染適正化推進本部を設置したり、除染適正化プログラムを作成したりするなど対策を実施
- 不法投棄等の事案が発生したことを受けて、再発防止通知を事業者に対して発出するなどして、**監督等の仕組みを見直し**

➡見直し後においても不法投棄等の事案は発生

不法投棄等の発生を防止するための仕組みについてみたところ・・・

- 除去土壌等及び解体廃棄物が発生した重量と仮置場等に搬入された重量とが合致しているかを確認する仕組み**については検討していなかった
- 除去土壌等及び解体廃棄物について適切に仮置場等に搬入されるまでの処分過程に係る管理制度**は整備していなかった

所見

不法投棄等の事案について、**事業者に対して引き続き注意喚起を行うとともに、環境省がこれまで講じてきた対策を検証して、不法投棄等の事案の発生を防止するために必要な制度や効果的な仕組みの整備を検討すること**